

仕様書

1. 仕様書番号

くらし安全第 85 号

2. 案件名称

中央公民館自動販売機設置に係る行政財産の賃貸借

3. 賃貸借期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4. 設置場所

設置場所	面積	台数	販売本数
岐南町中央公民館 エントランス	2.50 m ² ※1,2 幅 2.50m×奥行 1.00m	指定 なし※3	36 セレクション(ボタン)以上かつ 24 商品(種類)以上

※1 面積には放熱余地を含む

※2 別に回収ボックス用地として 0.5 m²(幅 0.50m×奥行 1.00m)利用可能

※3 上記面積内において指定販売本数を満たせば複数台の設置を認める

5. 機器設置の条件

(1) 賃借料は契約期間の年度毎に納付すること。

(2) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置業者の負担とする。

(3) 自動販売機の運用に係る電気の使用料は、設置事業者が負担する。この場合において設置事業者は計量機器（子メーター）を設置し、それにより算定される電気使用料を岐南町が指定する期日までに全額納入することとする。なお、前項の電気使用料計算に用いる電気料金単価は、貸付期間中の毎年 3 月 31 日の電力量料金により算出した額とする。

(4) 自動販売機は省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。また、500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

(5) 災害発生時、岐南町が必要と判断した場合には、自動販売機内の飲料を優先的に提供すること。その場合において飲料の費用は岐南町が負担する。

6. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売は行わないこと。また、ビン、缶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、施設管理者との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。
- (3) 販売本数は36セクション(ボタン)以上かつ24商品(種類)以上とすること。ただし、季節等の要因によりやむを得ず上記販売本数を下回る場合は施設管理者の承諾を得ること。

7. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。特に多数の利用者が見込まれるイベント等においては、施設管理者の指示により商品補充を行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、転倒防止に配慮したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置業者の責任において対応すること。

8. その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）のカタログを提出すること。

[参考]

施設名 岐南町中央公民館

所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

開館日及び時間 土日、祝日、年末年始を除いた日/午前9時から午後9時30分
但し、利用者がある場合は土日、祝日でも開館の場合あり

設置場所



売上本数一覧（実績）

設置期間	設置台数	売上本数（2台分）
H27.11～H29.10	2台	13,137本

電気使用料金（実績）

使用期間	使用料金
H27.11～H28.3	21,251円
H28.4～H29.3	47,752円

施設利用者数実績（推計）

単位：人

	中央公民館	保健相談センター	計
平成 27 年度※1	7,779	1,607	9,386
平成 28 年度	47,234	4,117	51,351
平成 29 年度※2	26,322	1,794	28,116

※1 平成 27 年 11 月から平成 28 年 3 月末までの実績（推計）となります。

※2 平成 29 年 4 月から 10 月末までの実績（推計）となります。

なお、上記二施設に加え、庁舎(岐南町役場)来庁者の自動販売機利用も見込まれます。

案内表示

設置業者は自動販売機の設置に伴い、自動販売機の案内表示を設置できるものとする。

なお、具体的な設置方法については施設管理者との協議によること。

案内表示設置場所

